

## 石垣市子どもセンター運営事業業務委託プロポーザル審査基準

### 1 基本事項

石垣市子どもセンター運営事業業務を委託する事業者を公募により募集し、応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることが確認できた事業者に対し、石垣市児童館運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、決定する。

審査点は、別紙「石垣市子どもセンター運営事業業務委託プロポーザル審査基準表」（以下「基準表」という。）に従い採点を行う。

### 2 配点

評価項目に各 5～10 点を配分し、満点を 100 点とする。

### 3 審査点の算出

審査点の算出は、原則として採点者の点数を平均し算出する。評価項目は、基準表に示す配点に応じて採点する。

### 4 評価の方法

審査点を算出し、最も高い者を事業者として選定する。

審査点が最も高い者が複数ある場合は、選考委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定する。

応募者が 1 者の場合であっても、審査を行う。なお、審査の結果、評価点の 6 割(60 点)に満たない応募者については、業務委託受託予定者として選定しない。

### 5 その他

選定委員会の審査において、提案書の内容等に不明等がある場合は、ヒアリングを実施する。

提案書の内容から、仕様書で設定した基準に満たない業務が行われると認められる場合は、失格とする。

審査内容は開示しない。

石垣市子どもセンター運営事業業務委託プロポーザル審査基準表

審査項目	配点	評価	計
1 基本理念（配点10点）			
① 児童厚生施設を運営するにあっての基本理念・方針・目標・児童の健全育成・児童の人権についての理解・考え方・取り組み	10		
2 管理運営（配点30点）			
① 統括責任者・児童館運営責任者・職員等の配置（配置数等）	6		
② 勤務体制（通常期、長期休業日等の配置及び勤務体制等）、バックアップ体制（当日の職員の不測の事態への対応、欠員補充等）	6		
③ 職員の人材確保及び育成	6		
④ 人材確保の見込み、人材の育成方法（要員の接遇能力や専門知識の向上等）、研修体制（研修体制、期間と内容の具体的提案）	6		
⑤ 個人情報保護は適切か	6		
⑥ 個人情報の適切な取り扱いに対する取組みと個人情報漏洩防止策、発生した場合の対応策等	6		
⑦ 苦情解決及び苦情処理体制	6		
3 事業内容（配点30点）			
① 児童の発達段階に応じた効果的・魅力的な事業内容	6		
② 特色あるプログラムやレクレーション	6		
③ 保護者や児童の意見を反映していく体制、保護者との関わりについての具体的な取り組み、保護者の子育て相談に対する適切な対応	6		
④ 特別な配慮が必要な児童への支援	6		
⑤ 学校や近隣施設、地域、行政機関等の連携、協力について具体的な取り組み	6		
4 安全対策・危機管理（配点20点）			
① 児童の健康管理に関する具体的な取組み	5		
② 児童の怪我や事故発生時に的確に対応する仕組み	5		
③ 防災対策及び地震・火災等の災害時、不審者等の緊急時の対応と体制	5		
④ 施設の衛生・安全管理及び環境への配慮に対する取組み	5		
5 同種類似事業の受託実績（配点5点）			
① 運営実績等（規模、運営形態、施設の特色あるサービス内容等）			
6 見積額の妥当性（配点5点）			
① 提案内容の実現性、妥当性			
合計100点			